

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者に対し、交通費を助成することにより、重度心身障害者の経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害の程度が1級のもの
- (2) 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けた者でその障害の程度がAのもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でその障害の程度が1級のもの

(助成資格)

第3条 交通費の助成を受けることができる障害者は、本市に住所を有する者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条に定める入所型の社会福祉施設に入所していない者
- (2) 医療機関に入院していない者
- (3) 所得税が課せられていない者

(助成額)

第4条 助成額は、障害者1人につき年額12,000円とする。

- 2 前項の助成額は、4月1日から翌年3月31日までの期間に対して助成する額とし、当該期間の中途において新たに前条の交通費の助成を受けることができる障害者に該当した者の助成額は、当該障害者に該当した日の属する月から月割計算で算出した額とする。

(助成の申請及び決定)

第5条 交通費の助成を受けようとする者は、重度心身障害者交通費助成申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は前項の規定により申請があったときは、速やかに助成の可否を決定し、重度心身障害者交通費助成決定・却下通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成額の支給)

第6条 市長は、前条第2項の規定により交通費の助成を決定した者に対し、第4条の規定により算出した助成額を速やかに支給するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。